

鎌ヶ谷市総合基本計画審議会委員 公募基準

第1 目的

本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画の策定に係る審議を市民参加により進めるため、委員の一部を広く市民から公募する。

第2 応募の資格

応募の資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 鎌ヶ谷市のまちづくりに関心があり、建設的な議論をすることができる者
- (2) 鎌ヶ谷市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）（原則：平日昼間に開催）の会議に出席できる者
- (3) 鎌ヶ谷市内に居住している者
- (4) 応募日現在において、年齢が満18歳以上の者
- (5) 選任された場合、氏名が公表されることにつき、了承している者
- (6) 他の審議会等の公募による委員を兼職していない者
- (7) 鎌ヶ谷市職員又は鎌ヶ谷市議会議員でない者

第3 募集人員

公募による委員は、3名とする。

第4 応募方法

- (1) LoGo フォームによる応募
以下アドレスの LoGo フォームにより応募する。
<https://logoform.jp/form/bESp/1079742>
- (2) 応募期間
応募期間は令和7年7月15日（火）から令和7年8月31日（日）までとする。
- (3) 記載事項
 - ア 住所
 - イ 氏名
 - ウ 性別
 - エ 生年月日
 - オ 市内在住年数
 - カ 連絡先
 - キ 現在の職業、役職等
 - ク 主な職歴等
 - ケ 審議会など市政参画の経歴
 - コ 託児の希望
 - サ 応募動機

シ 「私が未来に残したい鎌ヶ谷市の魅力」をテーマにした小論文
(800文字以内)

第5 委員の選考等

委員の選考及び選考結果の通知については、別に定める公募委員審査基準に基づき行う。

第6 委員の任期

委員の任期は、市長の委嘱のあった日から2年間とする。

第7 委員の責務等

委員の責務等は以下に定めるとおりとする。

- (1) 委員は、審議会に出席し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において議論に参加すること。
- (2) 委員は、その立場上、知り得た秘密を守ること。

第8 補則

この基準に定めるもののほか、委員の公募に関する事項等については、総務企画部長が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年6月24日から施行する。